

沖縄労働局発表
 平成26年10月3日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 大嶋 直樹 賃金室長 大城 勝夫 電話：098 - 868 - 3421
----	---

平成26年度沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正答申について

- 4産業の特定最低賃金について改正の答申 -

沖縄地方最低賃金審議会（会長：宮國 英男）では、特定最低賃金の改正に係る審議を行ってきましたが、沖縄県で決定されている6産業中、諮問があった4産業について、10月2日までに順次、沖縄労働局長（谷 直樹）あて答申を行いました。

沖縄労働局においては、この答申について異議申出等に関する諸手続を行った上で、それぞれの特定最低賃金を決定することとしています。

平成26年度沖縄県特定（産業別）最低賃金答申状況等

適用産業	答申額（引上げ額）	答申日	発効予定日（注）
糖類製造業	700円（+ 7円）	9月24日	11月23日
新聞業	775円（+ 7円）	9月26日	11月27日
自動車（新車）小売業	705円（+ 12円）	9月29日	11月27日
各種商品小売業	692円（+ 7円）	10月2日	11月30日

（注）発効予定日は、異議申出が無かった場合など最短のもの。

【参考1】

沖縄県特定（産業別）最低賃金の過去6年の改正状況

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
糖類製造業	672円	676円	679円	686円	693円	700円
新聞業	724円	737円	744円	759円	768円	775円
自動車（新車）小売業	659円	666円	671円	681円	693円	705円
各種商品小売業	657円	664円	668円	676円	685円	692円
畜産食料品製造業	663円	668円	671円	677円	683円	*683円
清涼飲料、酒類製造業	666円	671円	674円	680円	686円	*686円
（参考）沖縄県最低賃金	629円	642円	645円	653円	664円	677円

*印は、現時点で諮問、審議がなされていない。

【参考2】

次の労働者は、特定(産業別)最低賃金は適用されず、沖縄県最低賃金が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- 3 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者